

# 荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業

「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問への回答

令和4年4月1日

荒尾市

「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		再質問対象の 前回回答No	項目名	質問内容	回答
1	15	4	(7)	カ	(ア)	9	荒尾市産の農産物の取扱目標について	荒尾市産農産物の取扱目標について、早めの開示を希望しておりましたが、対話時にてお示しいただけるとの回答いただいております。 本数字の検討やご提示いただいた目標が適当であるかを社内やチーム内で検討する必要があるため、目安のようなものでも結構ですので、早めの開示を希望いたします。	荒尾市産農産物の取扱目標の設定に一定の調査・検討期間を要するため、原則として原文のとおりとします。 なお、早めの開示が可能な場合は、対話時以前にご提示します。
2	16	4	(10)			11	ヒアリング	ヒアリングの実施方法等は決まっていないという回答いただいております。 詳細については後日回答でも問題ありませんが、万が一提案提出からヒアリング実施までの間にそれほど期間を設けることができない場合は、準備に時間を要するプレゼンテーションではなく、提案書の中身に関する質疑対応のみのヒアリングに変更するといった対応もご検討ください。	ヒアリングは、令和4年11月～12月上旬頃を予定しており、提案書提出（9月2日〆切）から一定期間は確保する予定です。
3	25	別紙1	(2)	ア		16	サービス対価A	サービス対価Aの支払時期に関してご回答いただいておりますが、実施設計完了後に設計費用、建物施工完了及び検査後に建築費用をそれぞれ支払いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計完了時に、サービス対価Aの支払対象となる実施設計費を一括で支払います。 また、施設整備が完了し、市が検査を行った後に、サービス対価Aの支払対象となる建設費を一括で支払います。
4	39	別紙4	(4)	エ		32	サービス対価の減額	サービス対価の減額は業務の起因に関わらず、サービス対価D及びEの両方が対象となると回答いただいておりますが、修繕に起因する訳ではない事由により修繕費のサービス対価が減額対象となることは、結果的に施設の劣化、市民サービスの低下を招く危険性があることから、運営業務に起因する減額はサービス対価D、修繕業務に起因する減額はサービス対価Eとしていただけないでしょうか。	市は、SPCが一体となって業務を適切に履行の上、サービスを提供することを求めています。よって、原文のとおりとします。 なお、サービス対価の減額は、募集要項別紙4（4）エに示すとおり、四半期ごとの累計減額ポイントが11ポイント以上加算された場合に実施するものであり、重大な要求水準未達等が起こらないよう、適切に維持管理・運営することは事業者の責務となります。
5	40	別紙4	(5)	ア	(ウ)	33	モニタリングの方法	終了前検査の時期は余裕を持って決定するとありますが、時期の決定は事業者の意見も反映いただき、協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	42	別紙4	(6)	ウ		37	飲食施設のモニタリング	荒尾市産の食材の採用状況の確認方法は、対話において協議するとご回答いただいておりますが、対話時に事業者としてモニタリング方法の検討や市からの提示された方法で問題なくモニタリングできるかを判断することは難しいため、対話時以前に市の考え方やモニタリング方法をご提示ください。	飲食施設のモニタリング方法については、具体的なモニタリング項目、指標、評価方法等を、市のたたき台として整理した上で、対話時以前にご提示します。対話において、たたき台に対する応募者の意見等を確認した上で、市においてモニタリング方法を決定するものとします。